

タクシー業務適正化特別措置法施行規則手数料計算（妥当性の検証）
【講習事務】

タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）第2条第5項に規定する指定地域においては、タクシー運転者として乗務するにあたり、予めタクシー運転者登録原簿に登録を受けることを義務付けている。

その際、法第7条第1項第3号により「タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習」を修了していることを一要件としている。

また、法第18条の2により国土交通大臣が講習を命じた場合も同講習を受講することになっている。

東京地域（東京都特別区・武三交通圏）においては、国土交通大臣より認定を受けた認定講習実施機関である（財）東京タクシーセンターが講習事務を行っている。

○講習手数料

法施行規則第3条の2第1項に規定する講習 （新規講習）	1,500円
法施行規則第14条の2に規定する講習 （命令講習）	1,500円

※講習手数料の設定については、講習手数料収入で賄うべき経費を算出し、当該値を基に設定。

○経費の算出（1件あたり：H22実績より）

（単位：円）

費用項目		明細	単価
教材作成費用	印刷費	研修教本	180
		バリアフリーテキスト	21
		副教本（英会話集）	34
		タクシーハンドブック	30
		地理教本	189
		地理教本（別冊）	84
		白地図	31
		銀座規制地区マップ	31
		編集費用	人件費
教材維持費用	シミュレーター 保守費用		611
その他印刷物作成費用	印刷費用	研修証	3
		シミュレーター成績用紙	5
		講習修了証	4
		教材用封筒	6
管理費	受付・管理	人件費	898
経費計			2,352

※単価は各費用を研修受講者で除したもの

※また、人件費は作業時間等により按分したもの

◎手数料の妥当性の検証

2,352円（経費） > 1,500円（現行手数料）

現行手数料の妥当性について、直近年度（H22）のデータを基に検証した結果、上記のとおり1件あたりの経費は現行手数料より高い値となった。